

○鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則

平成18年5月26日
公安委員会規則第15号

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則をここに公布する。

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4第4項に規定する放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置違反金納付命令)

第2条 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令は、放置違反金納付命令書(別記第1号様式)及び納付書(鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号)別記第19号様式)により行うものとする。

2 放置違反金の納付の期限は、放置違反金納付命令書を発した日から起算して14日以内とする。

(弁明通知)

第3条 前条第1項の納付命令をしようとするときは、あらかじめ、弁明通知書(別記第2号様式)に納入通知書及び弁明書(別記第3号様式)を添えて使用者に通知しなければならない。

2 前項の弁明書の提出期限は、弁明通知書を発した日から起算して14日以内とする。

3 返戻された弁明通知書を再度発送する場合にあっても、弁明書の提出期限は、再送される弁明通知書の発出日から14日以内とする。

(放置違反金の返還)

第4条 仮納付された放置違反金を法第51条の4第12項の規定により返還するときは、仮納付金返還通知書(別記第4号様式)に仮納付金返還請求書(別記第5号様式)を添えて当該納付者に通知しなければならない。

(納付命令の取消し、還付等)

第5条 法第51条の4第17項に規定する通知は、放置違反金納付命令取消通知書(別記第6号様式)により当該納付命令を受けた者に行わなければならない。

2 放置違反金の納付命令の取消し及び還付をするときは、放置違反金納付命令取消・還付通知書(別記第7号様式)に放置違反金還付請求書(別記第8号様式)を添えて当該納付者に通知しなければならない。

(公示送達)

第6条 法第51条の4第7項に規定する弁明通知の公示送達は、弁明通知公示送達書(別記第9号様式)により鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の掲示板に掲示して行わなければならない。

2 公示送達を行う場合の弁明書の提出期限は、掲示を始めた日から起算して28日以内とする。

3 放置違反金納付命令の公示送達については、地方税法(昭和25年法律第226号)の例により、放置違反金納付命令公示送達書(別記第10号様式)により公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。

(期限の特例)

第7条 放置違反金の納付命令によって指定された期限が休日(金融機関の休業日)に当たるときは、当該休日の翌日を当該期限とみなすものとする。

(放置違反金の納付の方法)

第8条 放置違反金の納付は、指定金融機関(指定代理金融機関及び収納代理金融機関を含む。以下同じ。)

に納入通知書により納付するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の納付命令等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日公安委員会規則第12号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年8月27日公安委員会規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

第 年 月 日

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

(使用者住所)

(使用者氏名) 殿

鹿児島県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付の期限までに納付してください。

記

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納 付 の 期 限	年 月 日まで
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関
納付命令の理由	

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表するものは鹿児島県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話(099)206-0110 内線5125

(表)

第

号

弁 明 通 知 書

(使用者住所)

(使用者氏名)

殿

鹿児島県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

この弁明通知書の番号	第 号
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	金 円 の放置違反金の納付命令
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
備 考	年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載し、提出してください。

2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第11項)、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、納付書記載(裏面)の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
鹿児島県公安委員会の掲示板(鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号所在)
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

(車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度についての説明)

～車検拒否制度に関するお知らせ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～車両の使用制限命令に関するお知らせ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 (099) 206-0110 内線5125

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

弁 明 書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

連絡先

弁明の件名	
弁明の機会の 付与に係る事 案についての 意 見	

第4号様式(第4条関係)

(表)

第 年 月 日 号

仮 納 付 金 返 還 通 知 書

(使用者住所)

(使用者氏名) 殿

鹿児島県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第 号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領及び受領方法

住所、氏名、電話番号を記入の上、A又はBの受領方法のいずれか選択し、番号を○で囲んで下さい。

1 口座振込みを希望の方……………【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名(郵便貯金に振り込むことはできません。)
- (2) 振込口座(普通預金または当座預金を指定して下さい。)及び口座番号を記入してください(請求者ご本人の口座に限ります)。

2 郵便局又は銀行窓口で受取りを希望の方……………【Bを○で囲まれた方】

- (1) あなたが希望する受取場所を、郵便局又は銀行のいずれか選択し、番号を○で囲んで下さい。

また、銀行の場合には銀行名及び支店名まで明記してください。

- (2) 受取場所が郵便局の場合は、県出納室会計課より「支払通知書」が、貯金事務センターより「払出通知票」が送付されますので、「支払通知書」及び「払出通知票」を併せて郵便局窓口に出し、受領してください。
- (3) 受取場所が鹿児島銀行の場合は、県出納室会計課より「支払通知書」が送付されますので、鹿児島銀行の本支店どの店舗でも受領できますので、「支払通知書」を銀行窓口に出し、受領してください。
- (4) 受取場所が鹿児島銀行以外の銀行の場合は、県出納室会計課より「支払通知書」及び「送金小切手」が送付されますので、「支払通知書」及び「送金小切手」を併せて銀行窓口に出し、受領してください。
- (5) 請求者が法人のときは、法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入の上、代表者の印鑑を押してください。
- (6) 請求者以外の者に受領を委任するときは、委任状を添付してください。
- (7) 受け取りには、上記通知書等の外、印鑑及び身分証明(請求者以外は委任状が必要)を持参してください。

照 会 先
〒890—8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (099) 206—0110 内線5125

委任状
仮納付金返還金の受け取りを _____ に委任しました。
年 月 日
住所 _____
氏名 _____

第5号様式(第4条関係)

仮納付金返還請求書

支出命令者 殿

年 月 日

〒 ー
住 所

電話() ー

氏 名

金 額	〒	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

- | | | | |
|---|---------------|----|----|
| A | 1 振込先金融機関店舗名 | 銀行 | 支店 |
| | 2 振込口座名(カタカナ) | | |
| | (普通・当座) 口座番号 | | |

上記金額について、私の希望する郵便局又は銀行で受け取りの取扱いをされたく請求します。

- | | | |
|---|--|--|
| B | 1 郵便局 | |
| | 2 銀行 | |
| | <p style="text-align: center;">銀行 支店
(支店名まで記入をお願いします。)</p> | |

注 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

第6号様式(第5条関係)

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消通知書

(使用者住所)

(使用者氏名) 殿

鹿児島県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令(第 号)については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

記

理 由	
-----	--

第7号様式 (第5条関係)

(表)

第 年 月 号 日

放置違反金納付命令取消・還付通知書

(使用者住所)

(使用者氏名) 殿

鹿児島県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領及び受領方法

住所、氏名、電話番号を記入の上、A又はBの受領方法のいずれか選択し、番号を○で囲んで下さい。

1 口座振込みを希望の方……………【Aを○で囲まれた方】

下記の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名(郵便貯金に振り込むことはできません。)
- (2) 振込口座(普通預金または当座預金を指定して下さい。)及び口座番号を記入してください(請求者ご本人の口座に限ります)。

2 郵便局又は銀行窓口で受取りを希望の方……………【Bを○で囲まれた方】

- (1) あなたが希望する受取場所を、郵便局又は銀行のいずれか選択し、番号を○で囲んで下さい。
また、銀行の場合には銀行名及び支店名まで明記してください。
- (2) 受取場所が郵便局の場合は、県出納室会計課より「支払通知書」が、貯金事務センターより「払出通知票」が送付されますので、「支払通知書」及び「払出通知票」を併せて郵便局窓口に出し、受領してください。
- (3) 受取場所が鹿児島銀行の場合は、県出納室会計課より「支払通知書」が送付されますので、鹿児島銀行の本支店どの店舗でも受領できますので、「支払通知書」を銀行窓口に出してください。
- (4) 受取場所が鹿児島銀行以外の銀行の場合は、県出納室会計課より「支払通知書」及び「送金小切手」が送付されますので、「支払通知書」及び「送金小切手」を併せて銀行窓口に出し、受領してください。
- (5) 請求者が法人のときは、法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入の上、代表者の印鑑を押してください。
- (6) 請求者以外の者に受領を委任するときは、委任状を添付してください。
- (7) 受け取りには、上記通知書等の外、印鑑及び身分証明(請求者以外は委任状が必要)を持参してください。

照 会 先

〒890—8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 (099) 206—0110 内線5125

委 任 状

放置違反還付金の受け取りを

に委任しました。

年 月 日

住 所
氏 名

第8号様式(第5条関係)

放 置 違 反 金 還 付 請 求 書

支出命令者 殿

年 月 日

〒 住 所

電話()

氏 名

金 額	〒	円
-----	---	---

A	上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。		
	記		
	1 振込先金融機関店舗名	銀行	支店
	2 振込口座名(カタカナ)		
	(普通・当座) 口座番号		

B	上記金額について、私の希望する郵便局又は銀行で受け取りの取扱いをされたく請求します。		
	1 郵便局		
	2 銀行		
	銀行 支店 (支店名まで記入をお願いします。)		

注 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

第 号

弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下記の表の左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

記

- 1 弁明書の提出先
〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
- 2 弁明書の提出期限
年 月 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の違反番号	弁 明 の 件 名

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

